

平成20年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成20年6月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年6月13日 9時30分			議長	坂口久信
	閉会	平成20年6月13日 11時40分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名		出席等 の別	議席 番号	出席等 の別
	1番	所賀 廣		出	7番	見陣 泰幸
	2番	山口 巖		出	8番	久保 繁幸
	3番	平古場 公子		出	9番	末次 利男
	4番	坂口 久信		出	10番	山口 光章
	5番	牟田 則雄		出	11番	下平 力人
	6番	川下 武則		出	12番	木下 繁義
会議録署名議員	2番	山口 巖		3番	平古場 公子	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)			(書記)		
	松本 太			針長 俊英		
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭		農林水産課長		高田 由夫
	副町長	永淵 孝幸		税務課長		桑原 達彦
	教育長	陣内 碩泰		建設課長		川崎 義秋
	総務課長	岡 靖則		会計管理者		坂本 豊
	企画商工課長	佐藤 慎一		農業委員会事務局長		藤木 修
	財政課長	大串 君義		学校教育課長		川瀬 勝芳
	町民福祉課長	新宮 善一郎		社会教育課長		寺田 恵子
	健康増進課長	江口 司		太良病院事務長		每原 哲也
環境水道課長	土井 秀文		太良病院長		古賀 俊六	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年6月13日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 報告第1号 平成19年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第42号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第43号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第44号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
- 日程第9 議案第45号 不動産の取得について
- 日程第10 議案第46号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第47号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第48号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第49号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第50号 太良町固定資産評価員の選任について
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 閉会中の付託事件について
- （追加日程）
- 日程第18 選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第19 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 日程第20 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る3月の定例会で各常任委員会への所管事務調査を付託しておりましたが、その結果に

ついて御報告がなされております。これより常任委員長の報告に入ります。

日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

おはようございます。議長の命によりまして、去る3月の定例議会に付託されました所管事務調査について報告をいたします。

総務常任委員会は、5月13日、教育行政と防災行政について研修をいたしました。

まず、孔子の里・多久市における教育委員会の小・中学校再編計画による南溪分校廃校に伴う経過と地域との対応について研修をいたしました。

多久市の歴史は、国の重要文化財であります多久聖廟は、「敬は一心の主宰、万事の根本にして、万世聖学の基本たり」、多久四代領主・多久茂文は、教育を振興し、敬の心をはぐくむために1708年、多久聖廟を建てられ、多久を治めるには教育が必要であるとして、諸般に先駆けて開いた学問所「東原庠舎」は、和学、漢学、武道など意欲があれば武士に限らずだれでもが学べるとして、日本や郷土のために尽くされた多くの人物を輩出しております。

多久市は、昭和26年、5町村の合併により現在に至り、平成の合併は結果的に単独で生き残る選択をされ、平成17年4月から平成22年3月を計画期間とする第7次行政改革大綱が進められております。

その背景については、全国の自治体が直面している急速に進展する少子・高齢化、国際化、情報化の中で、生活意識や価値観が多様化し、さらに社会状況も高度化、複雑化して、行政の担う役割、責任も増大しております。

国は、それぞれの地域の特性に応じた地方分権型の行政システムへの移行を進め、地方自治の自主的、主体的取り組みを求めるとともに、三位一体改革により財源不足を生じたその分、公債費依存度が増大している現状の中で、全国の自治体の温度差はあるにせよ、平成17年を基点として、平成21年度までの具体的取り組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、広く市民に公表し取り組んでおられます。

効率的な行財政運営での学校規模の適正化では、近年の少子化に伴い、児童・生徒が減少し、学校行事の規模が縮小される中で、運営に制約が加わり、クラブ活動においてもクラブの選択が難しくなるなど、子供たちにとってデメリットの部分もあり、また、効率的な施設運営を図る上で検討をなされております。

早速、平成17年5月、教育委員会事務局に「教育委員会重点施策推進検討会」が設置され、7月の定例教育委員会へ多久市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会要綱（案）の提案がなされ、翌8月の定例教育委員会では、学校適正化の検討がなされ、9月には教育効果の研究、11月には小・中学校施設改修計画の研究、12月には、適正規模・適正配置検討委員

会を設置し審議することを決定し、委員の選定等々さまざまな事務手続を経て、平成18年7月24日に第1回検討委員会、8月9日、第2回目、10月31日の第3回目の検討委員会には、多久市立南部小学校南溪分校のあり方について答申書を承認されております。

その大きな理由として、20年度児童数8名を割れば複式学級になることから、複式教育を避けるため、できるだけ早い時期に南溪分校保護者の意見を事務局で聞いた後、会長一任とされ、地域住民との相互理解と跡地利用について十分協議することで、事実上、南溪分校の廃校が容認されたようでございます。

10月、南溪分校保護者との意見交換と定例教育委員会で答申書どおり進めることを決定。

11月、市としても答申どおり進めることを市長決裁。

市議会文教厚生委員長報告、議長報告、全議員へ経過及びこれからの予定説明。

11月29日、南溪分校の本校統合説明会を開始され、10回以上の地元説明会・意見交換会等々を経て、平成19年11月22日、南溪分校関係区長に、20年3月31日で本校統合する旨文書にて通知され、議員説明会を最後に行われ、分校閉校実行委員会4回は「閉校記念誌」などの準備後、20年3月30日「閉校式」並びに「お別れ会」行事が催され、3月31日をもって111年の歴史を閉じております。

その間、2年10カ月間、実に50回を数える手続、研究、会議、意見交換説明会、実行委員会等を実施されており、改革の情熱と難しさを感じさせました。まさに「文教の里・多久市」にふさわしい教育を築くためであり、結局、子供のためにどうあるべきなのか、子供同士で学び合い、磨き合う教育施設・環境を考えると、少子化という現実の中では納得せざるを得ない部分があり、時代の流れとして、未来へ希望を開くばねになることが地区民の願いであるようです。

閉校された校舎は、移築と改築を重ねた歴史の重さを感じさせる建物でありました。長年、地区住民のシンボル施設であり、地元の強い要望から、新たにグリーンツーリズムの拠点として、南部地区の発展に生かされるようです。

太良町におきましても、小学校2校、分校2校、中学校2校、高校1校の施設がありますが、地域連携型中高一貫校として、誘致当時の精神を受け継ぎ、生き残りをかけた県立太良高校も、既に県から再編案が示されている中で、早急な対応が望まれるところであります。

多良小学校は、かつて4つの分校を有していましたが、伊福分校・中山分校は既に廃校され、中尾分校・三里分校の2分校が運営されておりますが、中尾分校につきましては、変則複式学級状態にあり、20年度で廃校することで進行中であると思っております。

残り三里分校についての協議はどうなるのか。

多久市の視察を踏まえても、一般的には行政が積極的に再編計画を示し、議会が反発する構図となっているようです。

県教委の調査によると、公立教育への信頼度が低下している分析結果が公表されております。

す。7割の教師や保護者が改善充実を望んでいます。「ゆとり」教育から「確かな学力」への転換がなされ、太良町教育の目指すものとしての施設の再編と学力向上は、一体的に取り組まなければならない喫緊の課題であることを感じました。

次に、杵藤消防本部指令センターの指令システムについて視察いたしましたので、報告をいたします。

現在、町民の間で火災放送がわかりづらいとのクレームを耳にすることが多いことから、指令センターを視察いたしました。

広域消防は、昭和48年4月1日から旧2市10町による杵藤地区広域市町村圏組合を設立し、本部が武雄に設置されました。太良分署は翌49年12月1日発足したことによって、より安全で快適な生活環境の整備と消防・防災体制の充実・強化が図られております。特に平成18年に最新鋭の技術の粋を集めた「高機能消防指令センター」が完成し稼働しております。

火災や救急時の緊急要請に対し、迅速かつ的確に対応するためには、複数のコンピュータをシステム化してあり、太良地区だけ変えることは、経過がかかる、時間がかかるということで難しいとのことであります。

実際に試験モードで太良町の2地点から119番通報していただき、システム状況を見学いたしました。

まず、発信地表示システムの地図検索装置や出動部隊を自動的に編成する自動出動指定装置・放送装置が瞬時に稼働し、通報から出動まで大幅に短縮されることによる被害の軽減や救急救命率の向上には大いに発揮できるシステムとして、杵藤圏域の安全と安心な地域社会を目指すことの期待と信頼にこたえるよう最大限の努力がなされているようでございます。

杵藤消防組織は、武雄本部、武雄署、嬉野署、鹿島署、白石署、太良分署、大町分署、山内分署から成り、職員数200名体制であります。

対象戸数5万4,000世帯、出動目標物3,000件の中で、町内の出動目標物は315件となっており、遠隔放送することで、より早く災害現場へ出動できるシステムであるとのことであります。

平成19年度通報状況につきましては、救急5,655件、病院照会1,971件、問い合わせ2,129件、通報訓練548件、その他災害458件、火災83件、救助76件となっており、全体では1万920件の受け付け状況でありました。

従来の個別放送と比較して、3分から5分早期指令、早期出動が可能となっております。目標物を個人名にすることは予算上不可能とのことで、町内だけの再放送には逆に5分から7分の所要時間がかかり、現在のシステムでは緊急時に初動のおくれになることから、町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、近い将来になるのか、消防の県下統合再編の動きも注目しながら、災害時の情報伝達体制の確立に向けて、整備と充実の必要性を感じました。

本町もかつて、豪雨による多くの人命を失った災害を経験したことを教訓として、あらゆる災害から町民の生命と財産を守るため、地域防災計画の充実を図り、治山治水対策や土砂災害対策並びに防災施設の整備や防災体制の整備を図り、自主防災組織の強化育成と地域ぐるみでの防災意識の高揚による災害に強い町づくりを推進することの重要性を再認識した研修でありました。

以上、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

日程第2 報告第1号

○議長（坂口久信君）

続きまして、日程第2．報告第1号 平成19年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑のある方はありませんか。

○7番（見陣恭幸君）

この教育費ですけど、小学校、中学校、両方とも大浦と多良の、多良が幾ら大浦が幾ら、その内訳をお願いします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

多良小1棟、多良中1棟、大浦小1棟、大浦中1棟でございます。

○8番（久保繁幸君）

この件は、昨年度は6,000千円やったですかね、予算額は。それで、繰越明許額が、この金額になっておるのはどうしてなのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

3月の議会の折に、補正をお願いして承認していただいております。各小学校6,000千円、中学校6,000千円でございます、まとめまして8,545,950円の請負額でございます。

請負率が74%で、落札率は83%となっております。

○9番（末次利男君）

この耐震工事というのは、このたび中国の四川大地震ということで非常に大きな、7万人とか8万人とも9万人とも言われるような犠牲者が出た大地震がありましたけれども、それを受けて文部科学省は早急な耐震工事を進めなければならないというような報道をしているようでございますけれども、本町は耐震の業務委託あたりはやっておりますけれども、耐震工事あたりは比較のおくれた町だと思っておりますが、その点について文部科学省からの緊急通達等はないのかどうか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、全国的に国のほうから早急な耐震化をなささいというようなことで文書は参っております。

その前でございますけど、この耐震診断をまず実施いたしまして、どこをどういうふうに、どれだけの金額が要するのか、今そういったことで平成20年度2棟予算を通させてもらっております、一応20年度2棟したらもう全部終わる予定でございますけど、工事につきましては、ちょっと私のほうからいつ工事をするというようなことは控えさせていただきたいと思っております。

○9番（末次利男君）

緊急に工事をなささいという通達はあるということですが、それは当然しなければならぬということは執行部もそうでありましょうし、議会サイドにしても、当然進めなければならぬということはわかっておるわけですが、何分財源の裏づけというのですか、そういったものはどうなっているのか。

それと並行して、先ほど報告もいたしましたけれども、当時百武町長のときに大浦中学校の体育館を建設するとき、多良中学校に小学校ば持ってくつとばいと、これは思いつきやったかもしれんですが、そういうことを言われております。いわゆる再編ですよ。そういうことを踏まえながら、どこをどうするのかと並行しながらやっぱり耐震工事もやっていかなきゃならない。効率行政を進める、これは教育行政だってやっぱり聖域じゃないわけですから、今後少子化に向けてどこをどうするのか、どの校舎をどう生かしていくのかというのが早急に求められると思うんですよ。そういった計画案というのはどうされておりますか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

前、教育長のほうから一般質問におきまして、久保議員の質問にお答えしているかと思っておりますけど、決定というようなことではあっておりませんが、いろんなケースがあろうかと思っております。例えば、小学校同士の合併とか、中学校同士、小中ですね。そういったことをいろいろ案は出ておりますけど、まだこれが一番ベストというような、そういった案はちょっと持ち合わせておりません。

○9番（末次利男君）

今回の改選前の総務常任委員会と教育委員会との話し合いをした経緯がございますけれども、そこで決論的に出たことは、今後やっぱり何回となく議会も入れたそういった検討委員会を立ち上げて研究をするということで、そのときの委員長報告をさせていただいております。それから、約1年以上たちますけれども、全くあっていないと。たびたび催促はこっち

から、議会サイドから催促するというのも、ややもすれば本末転倒なところがあるわけですよ。だから、そういったものをもっとスピードを上げてやっていかないと、無駄な仕事をどんどんしていかなきゃならないということにもなりかねないわけですので、早目に将来計画を示しながら、計画は計画として示して行って、実施はなかなかおくれるんですよ。どこも一緒、これはもう改革ですから、必ず変わることはやっぱり抵抗があるんですよ。あるんですけども、それをやっぱりやり遂げんばいかん、そういった信念というものも持ちながら計画を示しながら住民との説明を重ねて実行していくという工程表というのをしっかりと立てて、今回の耐震工事についても早急にしていただきたいと思えますけれども。

高校再編については今議会の終了後にやるという連絡がっておりますけれども、もう教育行政、これはすべてですけれども、ゆっくりしておられんわけですよ。もう1日でもおくれるぎおくれた分、なかなか改革で難しい。そういった意味で今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。将来展望に立った学校の統合問題等についても早急にプランを作成するということが必要であろうというふうに思っております。

議会とのすり合わせというお話でございましたけれども、私たちが理解しておりますのは、まずもって庁内で十分検討した、そして、そういう小さな委員会の中で検討を十分させていただいて、一定の結論を得たときに組織を大々的に大きくして、その中で検討、最終的な結論を出していくようにしよう、という計画でございますので、久保議員もお答えいたしましたように、多久市との例も見ながら、できるだけ早期のプランを作成していきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

なおまた、耐震化の問題についても、やっぱり別問題ではございませんので、あわせてそういうプランと同時に耐震化の問題も考えていきたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

報告第1号 平成19年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第39号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この町条例の件でございますけど、この第2条に、（個人の町民税に関する経過措置）ということで条例があるわけですが、この第2条の改正後の町税条例という「規定中個人の町民税に関する部分は、平成20年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による」と、この内訳ですね。20年度と19年度にどういった違いがあるか、その辺を簡単に説明を求めたいと思います。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今議員の御質問につきましては、附則の2条ということで、附則の2条については、条例の改正のときに、今回の条例は20年度からの分の改正ですと、その改正していない部分については、当然19年度までについてはそのままですとという条文の条例の作り方の説明でございます。

それで、御質問の趣旨から考えますと、今回改正になっておる分について提案理由で御説明をいたしておりますけれども、1点目が公益法人の制度改革に伴う法人の町民税の均等割の整備、そして2点目が、住宅ローンの特別控除の申告手続の弾力化であります。それと3点目が、エンゼル税制の売却時点の譲渡益の圧縮措置の廃止、それと、固定資産税につきましては、既存住宅の省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置が創設されたということが新しく20年度から改正があって、それ以外の部分はそのままという説明でございます。
以上です。

○12番（木下繁義君）

説明である程度わかりましたけど、この3の「施行日から平成22年3月31日までの間における新条例」の内容について、ちょっと説明をいただければありがたいと思います。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

附則の2条の3ですかね。附則の2条の3の「施行日から平成22年3月31日までの間における」云々ですけれども、これにつきましては、エンゼル税制の売却時点の株式譲渡益を2分の1に圧縮するという特例措置がございました。しかし、今回の税の改正でこの分が廃止になります。廃止になりますけれども、条例自体が公布の日から施行するというので、この条例は平成20年の4月30日に公布になっています。しかし、この優遇措置自体が1年間早目に廃止がなされたものですから、実際優遇措置の期間の問題で特例措置を設けたという条項でございます。詳しく言えば、ちょっと日付が、ずっと説明をしていく必要がありますけれども、大まかに言えばそういうことでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第39号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第40号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

これは、質問というよりも、やっぱりある程度説明をいただきたいということで質問いたしますけれども、今回、税法の改正によりまして、応能応益の分が軽減されたということだろうと思いますが、これは所得割については2.8%削減されたと、それから、均等割については4,500円ですかね。平等割についても7千円、課税限度額についても560千円から470千円に軽減されたということですが、これは、今回後期高齢者医療制度というのが新設されて、非常に制度が煩雑になって、御承知のとおり、今国会でも衆参ねじれ国会ということで、野党が廃止案を出したですね。それによってまた与党も軽減策を再度検討しているということで、やっとシステムができ上がったと、またシステム改良をせんばいかんとじゃなかろうかという感じがしますけれども、これは国民の批判として、やっぱり低所得者に重い負担がかかっているんじゃないかということで、これは非常にわかりづらい制度であるということです。一番わかりやすいのは、例えば、後期高齢者にしても年金収入一つにすればいいで

すけど、世帯の収入ということですので非常にわかりづらい。もう収入がない老人世帯も天引きされる。また、もちろん家族の所得があれば年金から天引きされるということですが、特例として、老人世帯の中で夫が75歳以上になって後期高齢者に移行すると、妻が例えば65歳以上でまた後期高齢者に移行しない場合、そういった方の特例はどうなるのか、その辺ちよっと御説明いただきたいと思います。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えいたします。

今回の改正の中で、改正でいけば13ページの第7条の(1)(2)ございますが、特定世帯と言われる世帯ですけれども、これが24千円のところを12千円に半額するというのですが、この特定世帯というのが、先ほど議員御指摘のように、夫婦で国保世帯に加入している世帯がありまして、75歳以上の国保の被保険者が後期高齢者に移行して、その妻が国保に残る場合の軽減措置でございますが、その場合、先ほど申しました平等割の24千円を12千円に2分の1の軽減をします。結局、夫が後期高齢者に移行したそのときから5年間経過するまで24千円を12千円にすると、結局、24千円を12千円にするというのは、これは7割軽減、5割軽減、あるいは2割軽減にかからない所得の世帯でございますが、それ以外の世帯については7割軽減、5割軽減、2割軽減のそれぞれございますが、平等割の基本額の24千円の2分の1が12千円の、先ほど申しました12千円ですけれども、その12千円の7割軽減が、7割軽減の場合の平等割が8,400円になりますと、その場合に、平等割については、平等割の24千円の2分の1の12千円と7割軽減の8,400円を加えたところで20,400円になると。それから、5割軽減については、先ほど12千円と申しましたが、それに5割軽減の、12千円の5割軽減は6千円ですから、12千円と6千円を加えまして、平等割は18千円になると。それから、2割軽減については、12千円と、12千円の2割で2,400円を加えまして14,400円になると。そういう軽減措置がございます。

それに医療費の部分が、先ほど申しました件ですけれども、後期高齢者支援金についても同じようなことが言われておりまして、これについては、支援金の平等割については、7千円が2分の1の3,500円だと。それから、7割軽減については、2分の1の3,500円と7割軽減の2,450円を加えまして、トータルで5,950円と。それから、5割軽減については、2分の1の3,500円と5割軽減の1,750円で5,250円になりますと。2割軽減については、3,500円とその2割軽減700円と加えて4,200円になると、こういう改正でございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

丁寧に説明をしていただきましたけれども、ほとんどわかりませんでした。

先ほど申し上げましたとおりに、今回、政府・与党が低所得者対策として基礎年金額以下の受給者の均等割を優遇するという方向で報道をされておりますけれども、どのくらい、ど

をどういじって国民の理解を得ようとしているのか、その辺情報があれば教えてください。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

ちょっと質問の趣旨がぴんとこんやったわけですが、後期高齢者の創設によって国保に加入している世帯は、先ほど概略は申しましたが、国保加入世帯の中で所得の低い方、軽減の対象に今までなられていた方ですね、そういった方々が世帯の構成が、収入が変わらなければ5年間今までどおり軽減を受けることができますよという制度でございまして、夫が後期高齢者に移行したとすれば、所得に応じて夫も軽減を受けられるし、その妻も、先ほど申しました軽減を受けることができます。

それからもう1つは、先ほど申しました国民健康保険の被保険者が1人となる場合には5年間世帯ごとに負担していただく保険料が半額になります。というのは、一番当初申しました基本額の2分の1、24千円の2分の1の12千円の軽減をすることができる、こういったことを言われております。

それからもう1点は、全国に7万人程度だと、それから、佐賀県については500人程度だと言われておりまして、太良町では約1世帯というのは、扶養者保険ですね、社会保険で今まで、3月まで社会保険であった人が、夫が後期高齢者に移行して、その妻が国民健康保険に加入する場合の軽減措置といたしまして、そういった世帯については、所得にいろいろ関係するわけですが、概略で言えば均等割も平等割も2分の1にすると。というのは、よかですかね、ずうっと説明してよかですか。（発言する者あり）

医療費が、均等割が21千円と平等割が24千円、あわせて45千円になりますが、それが22,500円と半額になると。それから、後期高齢者は均等割4,500円で、平等割が7千円でトータル11,500円ですけども、これも5,750円ということで半額になるというふうなことになるようです。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

ちょっと難しく理解できないところが多いのですが、1つお伺いしますが、国保から今度月の途中で29日か30日ぐらいに誕生日が来て後期高齢者の中に入るとした場合は、それは真ん中が一番いいでしょうね、15日。それで、仮に月に医療費が500千円かかっとなつてとすつですよ、そういう場合はどういうふうな医療費の自己負担になるんですかね。国保だったら自分で最高負担額は今2万4,000幾らですかね、そんだけぐらいでしょう。それが15日で誕生日が来て後期高齢者になった場合、そのあとの負担額はどげんなふうになるとですかね、その辺をお伺いいたします。（発言する者あり）いや、金額的にはどがんでんよかです。

○健康増進課長（江口 司君）

趣旨がちょっとようわからんやっただすけど、お答えします。

75歳の誕生日の当日が後期高齢者への移行月になるわけです。そしたら、15日になればダブっですよね。そいぎ、その部分はどっちかということですが、喪失日、要するに75歳にもうなった月については、その月が後期高齢者に移行するということですから、15日とかなんとか関係なく、そこは整理ができると、かように思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

この前テレビで見たときにはそういうふうな答えじゃなかったとですよ。15日までは国民健康保険の保険料をいただくと、24,800円ですかね。それと、その後は、15日の金額が国民健康保険の医療費で、自己負担額はその中で払わにゃいかんと。それで、後期高齢者になったら1割でしょう。その後15日から30日までの医療費の仮に250千円かかっとなつてすっです、いや500千円かかっとなつて250千円、250千円となるとでしょう、15日以降は。そういうふうな計算の方法じゃなかったかなと思うとですが、違うとですかね。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

今回、70歳以上75歳未満については、2割するところを1割に凍結して、70歳以上については実際医療費については1割負担になるわけですよ、75歳超えても。そいけん、内容は結局、本人の自己負担というのが1割で、もう変わらんということで、その仕分けについては、議員おっしゃるとおりですたいね。そいけん、その辺の75歳以上の後期高齢者の国保の70歳以上については自己負担は凍結によって変わらんと、ただ、70歳未満については3割負担ですから、その分は変わると、こういうことでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第41号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第41号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第42号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第42号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第42号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第43号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第43号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

老人保健のことですよ。言葉がわからんというか、この持つ意味を教えてくださいと思ひまして、繰り上げ充用金という言葉の意味を教えてくださいと思ひます。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

繰り上げ充用については、これは老人特別会計のほうの充用の分ですけれども、19年度で赤字決算になる見込みですね。数字はよかですかね。そういう赤字決算の見込みになる場合、歳入不足によってその歳入不足を補う場合、地方自治法施行令の166条やったですかね、その中で翌年度から繰り上げ充用していいですよというふうになっております。それで、赤字の分、不足分を補うというのが補てんという形になるわけですけれども、今回はそういう19年度で4,676千円程度不足したために20年度からその不足分を穴埋めのために補てんしたと、赤字の分を補ったという、その繰り上げ充用というのは補てんの意味ですね、そういうことです。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第43号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第44号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第45号 不動産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第45号 不動産の取得について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

日程第10 議案第46号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第46号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

22ページの消防費ですね、2目の非常備消防費、中でも消防団員退団と、それに伴って本年度、何名かの新入団員が入られましたけれども、定数が現在、まだ500ですかね、そういう中で非常に消防団のあれは、無理を生じているのではないかと、そういうふうを感じ取られるわけですね。それでもって今年度から山間部のほうで何名かの方々が消防団の参加をしておられると聞いておりますけれども、どことどことこの部落で、そして、その基準は何名なのか。要するに1名とか2名とかというのは、それはもう知れとると思うわけですよ、実際ですね。だから、山間部と言ったら、私から言わせれば、大川内とかいろいろあるわけですね。そこに若い人がいないのかと。だから、極力本当に定数というよりも、ここの部落から何名、ここ何名というふう決めて参加するべきだと私は思います。

実際私も消防団におったころは、山間部の消防、わっかもんな何しよっとかいと、山林の

火事とかなんとかあつとこれ、何しよつとやろかと。蕪田地区でも一緒ですよ。あれだけ、どろんこまつりが昔ありよつたばってんが、若い人がおつて消防員も参加せんで飲み食いだけ参加してさ、お祭りごとだけでしよつちゃ、私は意味がないと思いますね。その当時から消防団として私たちも言いよつたわけですよ、実際。もっと山間部のほうも力を入れてくれんばと。関心を持ってくれじゃあと。だから、そういうふうな方面はどうなっておりますか。今質問しましたように、どことどこの部落が何名てずうつと教えてください。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

一般質問のときもお答えしましたけども、山間地区と言われるところですね、今まで消防団がなかったところですけども、中山が2名、山根が2名、大川内が2名、中尾2名、それと大野やったですかね。大野が何名やったですかね……ちょっと今正式に覚えておりませんが、約10名の方が今入っておられて、現在500名の定員に対して499名の方が消防団に加入をされております。

○10番（山口光章君）

そしたら、10名入られたら、10名しかおらんわけですか、山間部には。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今10名しかおられませんけども、（「10名しかおらんとね、わかもの」と呼ぶ者あり）いや、もっと人数はいらっしゃいます。もっといらっしゃいます。大浦地区の区長さんたちも消防団から呼びかけてもらって、大浦地区の区長さんにも消防団から加入に促進ということで、今数名の方が入ってもいいよということで内諾を得ておりますけども、今それぞれ消防団がそういうまだ未加入地区について若い人たちがいらっしゃったら加入促進に行っております。

○10番（山口光章君）

これをふやすというような考え方はなかですかね。もっともつと山間部も余計にさ。定数500やなしに510人でも、520人でもよかけんですよ。だから無理を（発言する者あり）はい、いや、とにかくこの人数、定数をもつとふやすというわけにはいかんわけですかね。要するに定年の人たちが無理して入っておるわけですから、定数を定めるんだつたらこつちのほうをふやしてやっつていけるのではないかと思いますけど。それは山林の火災がなかつたらよかですよ。行かんでよかつたらよかですよ。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今おっしゃるとおり、それぞれの消防団に今未加入のところについてはできるだけ加入促進をしてもらつて、500名の体制をまず持つていくと、今499名ですけけど、まず500名に持

っていくと。定数増とかなんとかについてはその後でまた考えたいと思いますけども、まず500名の定員を確保すると、それと、今まで入っていない未加入地区についても、やっぱり相談して行って、消防団の方が、今各分団長あたりが相談に行っておりますので、そういうふうに加進にそれぞれの地区が御協力願えればなと思っております。

○10番（山口光章君）

だから、山間部の人数をふやす気持ちはあつとですかと。今から先どうしていきますかというふうなことですよ。おんさつとやっけん。喰場でも野球チームもでくつて、できとつとですよ。野球チームは9人おつとやけんですよ、9人は要つとやけんですよ、そういう方々があんた率先して入ってもらえれば何のことはなかとばつてんですね。無理を生じないわけですよ。もう非常に勧誘かれこれにはみんな苦勞しとんさつとやっけんね、新入団員をですよ。そいけん、そういうふうな推進をせんとかということですよ。

○総務課長（岡 靖則君）

それについては加進を私たちもしていくということで、山間地区にもいっぱい若い人たちがいらっしゃると思いますので、できるだけそちらのほうをふやすように、今年が45ですけども、できるだけ若い方が入ってもらって、後進に道を譲れるように消防団員の確保にも努めたいと思っております。

○2番（山口 巖君）

15ページの環境衛生費ですね、8節の報償費160千円、これは火葬場建設計画検討委員会報償金と、こうなっておりますけども、委員の数ですね、何人で構成しているのか。

それと、どういうふうな選抜、地域の代表でしているのか、組織の代表でしているのか、その辺をひとつ。

そして、人選する組織、何で出して、仮に区長会なら区長会でいいですけど、どういう根拠でそういう人たちを選んだのか、3点。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

3月議会で火葬場の整備事業についてということで山口光章議員のほうから一般質問を受けまして、町長答弁の中で、今後の方針として火葬場の建設に当たっては建設委員会等を設置して杉谷の方と話を進めて結論を出したいということで答弁をしております。

それに基づいて、先月の5月1日に一応準備委員会ということで開催しまして、その場合はうちのほうでちょっと名前というか、団体の議会議長、それと区長会の区長代表ですね、それと老人クラブ、大浦地域の婦人会、一応4名の方にお集まりいただき、今後どういった方向で火葬場の建設については進めていったらいいかということで検討委員会を立ち上げますので、委員の方をどういうふうに決めていったらいいかということで4名の方のうち、町長、副町長、担当課が入りましてお話をさせてもらいまして、その中で、議会のほうから2

名以内、区長会から2名以内、それと先ほど申しました老人クラブ連合会の会長さん、大浦地域婦人会から婦人会の会長さん、それと、民生児童委員会の協議会、そちらの会長さんを1名、それと知識経験者ということで3名以内ということで決めまして、この本議会終了後に第1回目の検討委員会を開催したいとは考えておりますし、ほかの団体にも役員さんの方を依頼、出してくださいということで依頼文書等も出すように準備を今進めているところであります。

以上です。

○2番（山口 巖君）

こういう建物をなるべく地元にはつくってもらいたくないというのが大方の要望と思えますけども、仮にこの人たちが大浦・多良地区、それだけ人間を、今のわかりますかね、何人と何人ということですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

大浦地区のほうで3名です、多良地区が今6名です。

以上です。

○2番（山口 巖君）

この件に関しては多分杉谷地区から陳情書かなんか出ていたと思うんですけども、その地区との対応はまだなされていないんですか。何か報告あたりでもなされとったら、ちょっと聞きたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今議員御指摘のとおり、陳情書が出ております。その陳情書の内容につきましても、今度の検討委員会にかけるということでうちのほうでは準備をしております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今言っているのは、その陳情につきましても、地元には何かこういう経過ですよ、こういうところに今いっていますよと、そういうふうなどを区長とか地域、区の代表の人に伝えているのかということを知っているんですよ。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

3月の一般質問でも町長が答弁しましたことを区の区長さんのほうには伝えまして、それで、近々には検討委員会を立ち上げて検討していきたいと思っておりますということは御報告しております。

以上です。

○10番（山口光章君）

17ページの特産地づくり推進費ですね、財源としては63,838千円、これは補正額としては大きな金額でございますけれども、負担金の補助というようなことで、ワサビ生産施設・加工施設整備事業費補助金と、これは私たちはもう執行部のほうからお話があつていない前から、何やかんやうわさ話とかなんとかで内容的には大概わかっておりますけれども、こういった大きな補正が出る場合は、やはり議会のほうにも、全協とは言いませぬけれども、こういうふうなことがあつておるんだという情報でも与えてくれればいいんじゃないかと思うんですけど。

だから、またこういうのが出たら恐らくこの中の議員も説明をしてくれと、どがんなつとつかい、どこにでくつかい、さあ何て、もう1から10まで話さんばでしょうが、実際。国、県の支出金でありまして、六千何百万ですか、ありまして、どういう方々からして、どういうふうな仕組みになっているのかということもやっぱり聞きたい人もおるわけですよ。私はもう聞かんちゃよかです。大概聞いとりますけん、うわさだけで。だけど、そういうふうなことはやはり全協にしる何にしる、ちょっとでもいいからお話をさせていただければありがたいと思います。

○12番（木下繁義君）

今、山口議員の質問の17ページの件ですけど、これは私もうわさじゃ聞いてはおるわけですけど、公式にどなたであるとか、場所はどの辺とか、そういったことを報告いただきたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

ワサビ生産施設の事業の実施主体でございますけれども、農事組合法人多良岳でございます。それで、場所につきましては、糸岐の川内集落の上のほうの62アールの水田にワサビの栽培施設を今年度から2カ年事業で実施するというので、今年度分につきましてはの事業費に対する補助金63,838千円を、全額国庫でございますけれども、計上いたしております。

○12番（木下繁義君）

やはりさっきの話じゃないですけど、こういったことは幾ら補助事業といえども議会のほうにでもそれなりの報告、配慮が必要だと思いますので、今後よろしくその辺をお願いいたします。

○副町長（永淵孝幸君）

今、山口光章議員、木下議員の言われるとおり、やはりいかなる、例えば町費が伴わない公共事業であっても、こういう大きな補正をお願いしているわけでございますので、事前に皆様方に今後は御報告して、まずもって御報告だけはしていきたいと、このように考えております。どうも済みません。

○9番（末次利男君）

同じくこの特産品づくりの件について確認をしておきます。

この提案理由の説明で、今回の財源内訳としては、国、県の支出金63,838千円というふうになっておりますけれども、これは2カ年事業ということで来年度までの継続事業だというふうに理解しておりますが、本年度は全額国庫補助を充当いたしますという提案理由はあっておりますが、この財源内訳、来年度についてはどうなるのか、町の義務負担も伴うのかどうなのか、その財源内訳、この全体像を教えてくださいたいと思います。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

本年度につきましては、事業費127,678,320円の2分の1が国庫補助金でございます、63,838千円を計上させていただいております。21年度につきましては50,715千円、これが21年度の事業費でございます。

国庫補助金につきましては25,357千円の予定額でございます。今年度は国庫補助金を計上して、今御質問の意味でございますけれども、来年度は何か国庫補助金以外に考えているのか、あるいは何かというようなことの質問だったと思いますけれども、今のところ国庫補助金を2分の1いただくということでございます。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと今の答弁に補足をいたします。

今年度につきましては、急なことでしたから国庫のみということで、来年度につきましては、今県費を県の本部長のほうにお願いをして、県費が幾らつくかわかりませんが、前向きに検討していただいておりますので、その県費のつきようによっては町も幾らかお手伝いをせにゃいかんかというふうなことを現在思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

その確認をしたところでございました。2カ年継続だから来年度については町の義務負担は伴わないのかと。であるとすれば、先ほど質問があったように、やっぱり事前に説明をすべきですよ。やっぱりここらがもうちょっと配慮をしていただきたいと思います。

それで、関連的に質問しますけれども、この特産品づくり推進費ということで、中山地区にワサビの補助を5年ぐらいやったろうと思うんですけども、その状況はどのようになっているのか、調査されておるのか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

中山地区につきましては、多分10年ぐらい前だったと思いますけど、5年から10年ぐらい前普及、現在は行われておりません。なぜかといいますと、大雨が降ったりなんかして、沢

の水を利用しておりますけども、その関係で濁った水が圃場まで入ってきたりとか、その関係でちょっと断念したというようなことでお聞きをいたしております。

つけ加えますけど、今回のワサビが少しくまくいけばというか、ちょっと様子を見て自分たちもどうなのかなというところで、その辺は、まだグループ自体は三夜待というか、そういう形で残っておるそうですので、この事業を見守っているというふうにお聞きいたします。

○2番（山口 厳君）

今の課長の説明、多分中山地区のワサビ部会かなと思うんですけども、あそこは、1つの原因は、温暖化による水温の上昇でちょっと難しくなったとが1つの原因です。そうした場合、これも多分ボーリングの対応と思うんですけども、その辺はどうですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

今回のワサビ栽培につきましては、議員今指摘されたとおり、地下水を利用してワサビを栽培するというような工法、栽培装置といいますか、そのようなことで、少し従来のものと違って地下水を利用したワサビ栽培ということで計画されております。

○2番（山口 厳君）

ある程度計画はどのくらい、計画書がどのくらい手元にあるかわかりませんが、ボーリングの深さですね、そして、毎分どのくらいの水量を使ってこの事業をするのか、手元に資料があったら報告をお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

ボーリングの深さについては、大体60メートル前後で出るのではないかとということで、100メートル以内のうちの大体60メートルぐらいというようなことでお聞きしております。

それから、水の数量、毎分2トンを目標、それくらい出ればというようなこととお聞きいたします。

○2番（山口 厳君）

やっぱり下のほうには民家がありますし、もしボーリングして物すごく水量が、これは12カ月24時間くみ上げる。ですから、多分物すごい水量かなと思うんですけども、民家が、ボーリングがもしかれたとか、いろいろの苦情が来たら多分——ばってんが、町がせにゃいかんということになるわけでしょう、その辺。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

川内地区のこの圃場の近くに実際1軒井戸を掘って、自分のところの家庭の水を利用しておられる方があります。それで、ボーリングをするということで、この事業自治体の農事組

合法人の方と、その方と話をして、枯れることはない、そういうことはないとは思いますが、そういう場合のことまで想定して、こちらのほうの事業でもし水が、井戸のほうに枯れたと、出んごとなったとかいうことがもしも起これば、その方と配管等を、事業で使った、ボーリングした水をそちらのほうに送水するというか、そういうようなことで取り決めをなされていると聞いております。

○2番（山口 巖君）

わかりました。というのは、やはり水があっても害なんですよ、なくても害なんですよ、この水害も干ばつも一緒なんです。その辺をしっかりと事業者の人と話し合ってもらわないと、やっぱり水を毎分12カ月24時間くみ上げるんですから、もし秋の稲の刈り取り時期にまたそこから水が漏れてコンバインが動かないとか、いろいろな問題も出るとは思いますが、その辺の対策をじっくり事業者と話し合っ、地域と問題のないようにしていただきたいと思ひます。

○8番（久保繁幸君）

この160,000千円か70,000千円ですかね、補助事業を受けてされるということでございますが、将来的な生産高をどれくらいの見込みをされておられるのか。また、ここを見ますと、加工施設整備と書いてありますが、どのような加工品の計画案をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

まず、2点目の加工施設、加工場のほうでございますけれども、これにつきましては、海のノリで色落ちした、今は余り使っていないノリですね、そういうノリも利用して、ノリワサビというような加工品とか、あるいは太良町にはタケノコ、それからシイタケと、いろいろ特産品がございます。その代表的なもので、一応施策的にはタケノコのワサビ漬け、あるいはシイタケのワサビ漬け、このような地域、太良町の特産品を使った加工品を目指しております。それは葉っぱを利用したものです、加工場は。それから、地下のほうに大きな根がございますので、根ワサビにつきましては、すって料理に使うような根ワサビでございますが、これの販売につきましては、町内はもちろん、各旅館とかいろいろその料理を使う方面、それからあと、実は岐阜のほうにもこういう施設をしているところがございますので、その本店のほうへの出荷等も、流通も根ワサビについては考えておられるということでございます。（「補助総額は」「生産状況……」と呼ぶ者あり）

お答えします。

1メートル掛け1メートルのボックスがございます。その中に小石とかいろいろ砂とかを張り詰めてするわけですが、それが1年半ぐらいで大体、根のほうは大体4キロですよ。4キロとれますので、大体8,000キロですね。2年間の事業が済みますと1万2,000キロ程度

は年間収穫があるというふうになります。葉っぱのほうはちょっと別でございますけど。

（「額」と呼ぶ者あり）

根ワサビにつきましては、1キロ当たりで申しますと大体市場価格で4,500円程度はいたしておるということで、これがそのまま今回の分になるかということは、また別ではございますけども、大体そのような高級的な根ワサビということで、市場的な価値は、今のところ全国に余りそういう、実際ここで生産されるようなワサビについては、まだ流通の品物が少ないというようなことを聞いておりますので、将来性が実際のところ、今のところの計画ではそのようなことで聞いております。

○1番（所賀 廣君）

予算書20ページの土木総務費の中なんですけど、説明の中に住居手当てというのがございまして、これは太良町の条例を見てみますと、10条の4の項でこの住居手当のその支出を定めてありますが、これは1名さんの分でしょうか、324千円の計上になっています。1名さんでしょうか、2名さんでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

1名分の予算です。

○1番（所賀 廣君）

この10条の4を見てみますと、幾つかの項目がありますが、これは第何項に基づいたものなんでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

10条4の第2項1号(1)のイですね、「月額23千円を超える家賃を支払っている職員」と、だから、その方が23千円以上の家賃を支払っているの、それに対して支給をしているということ。

○10番（山口光章君）

11ページの目の6. 電子計算費ですね、1,609千円というような補正が上がって委託料となっておりますけれども、これは当初の3月の予算でははっきりしていなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

当初の予算で、当初の予算というのがことしの1月ぐらいですので、その後の法律改正ということで、時期的には今回の6月の補正をお願いしていると。当初では見込めなかった分を今回急遽補正でということでございます。

○10番（山口光章君）

こういうふうな部類は今後出てきますかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今回の1,600千円程度の補正の内訳は3つのシステムの改正を行っております。1つが障害福祉サービス法の改正、1つが国民健康保険税の激変緩和措置に対する法令改正の分と、あと1つが後期高齢者医療制度の追加対応業務ということでお願いしているわけですが、一応今後予想されるのは、後期高齢者医療についてはひょっとすれば出てくるのかなという感じはしております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第46号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じて、直ちに会議を開きます。

日程第11 議案第47号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第47号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第47号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第48号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第48号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

一般管理費の9,325千円の問題として3,517千円の減額と、職員の異動ということで説明がなされておりますが、大体これは何名で運営をされよつと、管理は。質問します。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

4月の行革によりまして、今まで環境水道課の中に環境係、下水道係がおりまして、下水道係に1名の係長がおりました。環境係に1名の係長と職員が2人おりました。その下水道係を環境係に取り込みまして、下水道環境係長が兼務で、そして職員1名で、2名でやっております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

そうした場合に、大変御苦勞であろうかと思いますが、あなたたちが今度3名が2名になって、この管理についての支障はございませんかね。その辺はどうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

現在のところ、大きな事故等もありませんので、それと管理のほうも委託しておりますので、何かありましたら、すぐ電話連絡でも通報するようなシステムになっておりますので、現在のところは何とか頑張るしかないとは思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第48号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第49号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第49号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

これは特定健康診査及び生活機能評価の業務の一部を佐賀県医師会成人病予防センターへ委託するというのですが、病院独自ではこれはできないのかどうなのか、これをちょっとまずお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

うちの病院でできないのかという御質問ですけれども、この大前提として、いわゆるコンピューターのデータファイルで出さなければならないと、その結果を提出しなければならないということになっておりまして、そのコンピューターを当初2月27日に国のほうからフリーソフトという無料でデータを出せるソフトの提示がありました。実際2月27日に入力をしてみて、そのデータが1年分しか出ないんですよ。ところが、町内のその他の医院におかれましては、成人病予防センターのほうにすべて委託をするということになっておりまして、うちはそのフリーソフトを使って独自でやりたいということをやらずにずっと言ってきたわけですが、2月27日に国のほうが提示したフリーソフトを使ってみると1年分のデータしか保有できないし、メンテナンス等の関係も全然提示をされなかったということで、それが例えば壊れたというような場合の対応は全然できないと。しかも成人病予防センターのほうは過去3年分をずっと並列で出せるんですけれども、このフリーソフトについては1年分しか出ませんので、例えば、ことしが過ぎ去って来年渡したときに去年と比較ができにくいとかですね。町内の医院に行かれた方は3年分が出るのに、町立太良病院に来た方については1年分の様式しかないということで、ちょっと不公平感がありました。ところが、今度

はその3年分出るようなソフトを自分たちで独自につくるとすると5,000千円程度かかるという業者の回答でございましたので、当然2月27日にフリーソフトが提示されたわけで、その時点でもう新年度に間に合わなかったという事情がございまして、今回、そういうもろもろの事情があつて補正を出ささせていただいたということでございます。

○9番（末次利男君）

今説明にあつたように、もろもろの事情があつて今回は見送つたということですが、いずれにしても、単年度でこれは終わることじゃないわけですので、まして、また町内の医院には3年分の長期のデータがあるのに太良病院だけが1年のファイルではどうもならんという、それはもちろん当然そうでしょうし、もうちょっと国の提示されたソフト、フリーソフトじゃなくて、独自のソフトをいずれにしても入れなければできないわけでしょう。そこはどうか。また国が3年分ぐらいのソフトを提示するような状況にあるのかどうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

国のほうからのその後の情報は全くありません。それで、もしうちのほうで町内の各医院に行かれた方と同じような様式で出力するということになる、今の段階では町立太良病院で独自にコンピューターのソフトを購入し、ハードも購入し、それに対応するという方法しかありません。

その業者に聞いただけですので、実際どれぐらいになるかわかりませんが、約5,000千円程度はかかるということなんです。その5,000千円の支出をして、うちで独自でそろえてしまうか、それとも町内の医療機関と同じように今後も成人病予防センターのほうに委託をし続けるかは、また今後検討をしていかなければいけないというふうに思います。

○9番（末次利男君）

その件については、自治体病院あたりはどのような対応をされているか、太良町だけそういうことをしているのか、また、民間でやっぱり、いずれにしても、避けて通れないわけなんですから、ことし入れるも来年入れるも一緒なんです。そいけんでできるだけ早い時期にやっぱり独自すべきものは、やはり民間病院があつて公立病院がそぎゃんこと対応できんという、そのものも単純に考えてやっぱりおかしな話で、だから前向きにどう、来年以降どういうことを前提として検討するのかです。やることをして検討するのか、やっぱり費用対効果を見ながら検討するのか、それはどうなのか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと末次議員誤解をされているみたいなんですけど、町内も町外の方も、結構、町内の医院さんは成人病予防センターに委託をされているんです。それで様式が違うものから、うちもじゃあ、まずはことしは成人病予防センターのほうにお頼みして同じ資料で出

してもらおうかという判断をしたということでございます。

ですから、町内の医院さん方はこれからどうされるかわかりませんが、来年どうされるかわかりませんが、ことしに限っては成人病予防センターに委託をされていると。だから、うちもじゃあそれに乗っかって委託をしましょうかということにしているわけです。だから、うちがあと5,000千円程度の金をかけて入れるかどうかは、そうしたほうがいいのかどうなのかというのは、今後検討させていただいて、導入すべきときは導入をしたいというふうに考えております。（「ほかの自治体病院は」と呼ぶ者あり）

ほかの自治体病院も当たりました。独自でコンピューターソフトを持っているというのは有田の病院と、あと多久ですね、それぐらいで、あとは全部委託ということになっております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

病院事業の中において、ちょっと関連ですけれども、ささいなことですけれども、今夜勤で2名の方が臨時で働いておられますよね。名前を出しませんが、そういう方々の制服等は着用はさせないんですかね、制服。要するにこの人はお医者さんやろかにゃ、患者さんやろかねとか、事務室の中をうろうろしよんさっです。その辺はぴしゃっとしたあれでも、作業的な服でも提供してやって、ぴしゃっとしたあれをしたほうがいいのかと思いますけどね。花壇の手入れとかなんとかしよんさっばってんが、私服でどこのおんちゃんのしよらすとじやろかにゃというふうな感じですから、その辺はちょっともってやっていただければ、何となくはつきりするんじゃないかと思いますけど、そこら辺はどうでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今の御意見、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

○12番（木下繁義君）

今まで門司の労災のほうから太良病院ば利用して潜水病の無料健診をやっていただいております。これについて、大浦漁協との契約でなされておるのか、それとも、この件について門司の労災のほうからの依頼で実施されているのか、その辺。

それから、スタッフが17名か18名か先生ともにおいでですね。そういった中で町のほうでは何万円の使用料を徴収されているかですけど、その辺に不足があっていないか。そいけん、ここ3年間ぐらいの受診者、そういった面がおわかりであったら報告をしてもらえばと思いますが、いかがでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいまおっしゃったのは、門司じゃなくて九州中央病院というところからでしょう。

（「門司労災」と呼ぶ者あり）あ、門司労災ということで、済みません。門司労災病院というところから（「門司労災ね」と呼ぶ者あり）はい、それで結構です。

その件については、費用等は全部向こう持ちなんで、うちは施設の提供ということで、その施設の提供で、例えばレントゲンのフィルム代とか、そういうのを積み上げて、今50千円程度使用についてはもらっております。うちはただそれだけの話なので、竹崎・道越地区の方が大半なんだろうけども、どれぐらいの受診率とか、そういう情報はちょっとこちらのほうはもらっていないんですよ。そういうことで、とにかくうちはあちらのほうから来て、それを検査しますのでということで、ただ提供しているということだけでございます。

○12番（木下繁義君）

あ、そう。そしたら太良病院を利用させてくれというのは、この門司の労災のほうからの御依頼でしょうか。それとも漁協からでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

それは門司の労災病院のほうからの申し出ということでございます。

○12番（木下繁義君）

この件については、大体80名ぐらいの受診があっているように聞いております。それで、非常に今までの潜水士の方がやはり近々には減圧タンクというのが出てきましたですけど、やっぱり昭和30年代以降はほとんどなかったものですから、非常に潜水病で、私もそういう関係があって毎年診察を受けて、骨がやっぱり枯れ石みたいになって溶けるような状況のごたっですもんね。それで、非常に皆さん好評で喜んでいるわけですけど、そういう面についてお尋ねしました。ありがとう。

以上、いいです。

○8番（久保繁幸君）

現在、武雄市の市民病院が民間委託に移行するというふうな問題が起きておりますが、それで、やはり自治体病院として避けて通れない問題と思っておりますが、私もいつか、12月やったですか、総務省のアドバイザー事業をお尋ねしたんですが、その辺の進行はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

4月の末ぐらいにアドバイザー事業の申請は県の市町村課の財政係のほうに提出をいたしております。その後は、まだそれについては何も回答が来ておりません。

○8番（久保繁幸君）

回答が来ていないというか、お尋ねになっていないんですか。やっぱりやるとしたら早目がいいと思うんですが、その辺は4月末で来ていないということで、お尋ねしていただい

てどういうふうな返答が来るのか、調査していただきたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

早速連絡をとってみたいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第49号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第50号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第50号 太良町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第50号 太良町固定資産評価員の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第15 諮問第1号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第16 諮問第2号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり異議ない旨を答申することに決定いたしました。

日程第17 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第17. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申し出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第18 選挙第1号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

太良町選挙管理委員及び補充員の任期が7月3日をもって満了するので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会でこれを選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、栗山英次君、池田重義君、平川清太君、巨瀬エイ子君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました栗山英次君、池田重義君、平川清太君、巨瀬エイ子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、中原稔君、山田佳子君、井手カツ子君、中島末博君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中原稔君、山田佳子君、井手カツ子君、中島末博君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

日程第19 請願第1号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により、紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第20 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもちまして平成20年第2回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時40分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 嚴

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄